

足監査公表第3号
平成25年3月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩崎 勝

足利市監査委員 岡本 篤典

足利市監査委員 黒川 貫男

記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査実施日 平成25年1月23日 生活環境部
2月8日 総務部
2月25日 上下水道部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監査結果
生活環境部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
総務部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。
上下水道部	財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められた。

5 意見・要望

自動車等については市有自動車管理規定に基づき管理することとされているが、管理者に徹底されていないことから、合理的な管理がなされるよう周知されたい。